

指定給水装置工事 事業者研修会

北九州市上下水道局

令和8年3月

目次

1. 指定給水装置工事事業者制度の指定の更新制について
2. 指定給水装置工事事業者制度の概要
3. 給水装置等に関する留意事項
4. 給水装置の維持管理
5. 誤接合（クロスコネクション）等に係る事故防止
6. 給水装置工事に関する信頼性の向上

1. 指定給水装置工事事業者制度の指定の更新制について

(内容)

1-1 指定の有効期間

1-2 指定の更新手続き

1-1 指定の有効期間

水道法第25条の3の2第1項 指定の更新

第16条の2第1項の指定は、**5年ごと**にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。



【解説】

令和元年10月1日に施行された改正水道法では、給水装置工事事業者の指定の有効期間を設けている。指定の効力は5年とされ、有効期間内に更新を受けない場合は、その効力を失う。

1-2 指定の更新手続き

①水道法に基づく届出

更新の手続きにあたっては、水道法第25条の2（指定の申請）及び第25条の3（指定の基準）を準用することとなるため、新規での指定の要件と同様となる。

【更新時に必要な書類(北九州市)】

提出書類	法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）	●	●	
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）	●	●	
選任される主任技術者の免状（写し）又は主任技術者証（写し）	●	●	
誓約書（様式第2）	●	●	
機械器具調書（別表）	●	●	
住民票（原本）		●	発行日から3か月以内のもの。
定款（写し）	●		「この定款は、現在有効な定款の写しに相違ありません。」及び日付を記載し、社印を押印する。
登記事項証明書（原本）	●		発行日から3か月以内のもの。
指定更新時確認書	●	●	

1-2 指定の更新手続き

②厚生労働省通知「水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入について」に基づく確認事項

4項目あります

確認事項4項目とは？

- (1) 指定給水装置工事事業者の講習会の受講状況
水道事業者等が開催する指定給水装置工事事業者を対象とした講習会の受講実績について確認する。

1-2 指定の更新手続き

確認事項4項目とは？

(2) 指定給水装置工事事業者の業務内容

水道利用者に提供する指定給水装置工事事業者に関する情報の充実を図り水道利用者の利便性の向上を図るとともに、給水装置工事に係るトラブルを防止する観点から、指定給水装置工事事業者の業務内容について確認する。

確認する業務内容としては、以下の事項が挙げられる。

- ① 営業時間等：営業時間、修繕対応時間、休業日
- ② 漏水修繕等：屋内給水装置の漏水修繕、埋設部の漏水修繕、その他
- ③ 対応工事等：配水管分岐部から水道メーターまでの新設・改造工事、水道メーターから屋内給水装置までの新設・改造工事

1-2 指定の更新手続き

(3) 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況

確認の対象となる研修については、外部機関による研修の他、事業所内訓練等による自社内研修が想定されるが、以下に挙げられる事項が含まれていることなど、給水装置工事主任技術者等の技術力の確保に資する内容であることを確認する。

①水道法（給水装置関連）

- ・給水装置工事主任技術者の職務と役割
- ・給水装置の構造及び材質

②給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報

③給水装置の事故事例と対策技術

④給水装置の維持管理(故障・異常の原因と修繕工事法)

1-2 指定の更新手続き

確認事項4項目とは？

P4

なお、公益財団法人給水工事技術振興財団において、給水装置工事主任技術者に対し、全国統一的に必要な知識等を習得させるためのe-ラーニング研修や、現地研修会が行われるので、活用されたい。

1-2 指定の更新手続き

確認事項4項目とは？

(4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

給水装置工事に際しては、水道法施行規則第36条第2号の規定に基づき配水管から分岐して給水管を設ける工事等を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させることとしており、指定更新の申請時に確認する。

この「適切に作業を行うことができる技能を有する者」としては、具体的には、次スライドの資格等が想定されるが、いずれの場合も、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している必要がある。

1-2 指定の更新手続き

確認事項4項目とは？

- 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）
- 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者

1-2 指定の更新手続き

【更新時に確認した情報の取り扱いについて】

更新時に確認する4項目の中から、指定給水工事事業者の業務内容をはじめとした、お客様が指定工事事業者を選択する際に有用となるような情報をホームページ等で発信することも想定しておりますので、情報に変更があった際には、変更の届出をお願いします。

2. 指定給水装置工事事業者 制度の概要

(内容)

- 2-1 給水装置の法的位置付け
- 2-2 指定給水装置工事事業者制度の概要
- 2-3 指定給水装置工事事業者の遵守事項
- 2-4 給水装置工事主任技術者の職務等

2-1 給水装置の法的位置付け

水道法第3条第9項

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

「直結する給水用具」とは、

給水管に容易に取り外しのできない構造で接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具

※ホースなど容易に取り外し可能なものは除外

受水槽は配水管分岐から受水槽注入口の給水用具（ボールタップ等）まで

2-1 給水装置の法的位置付け

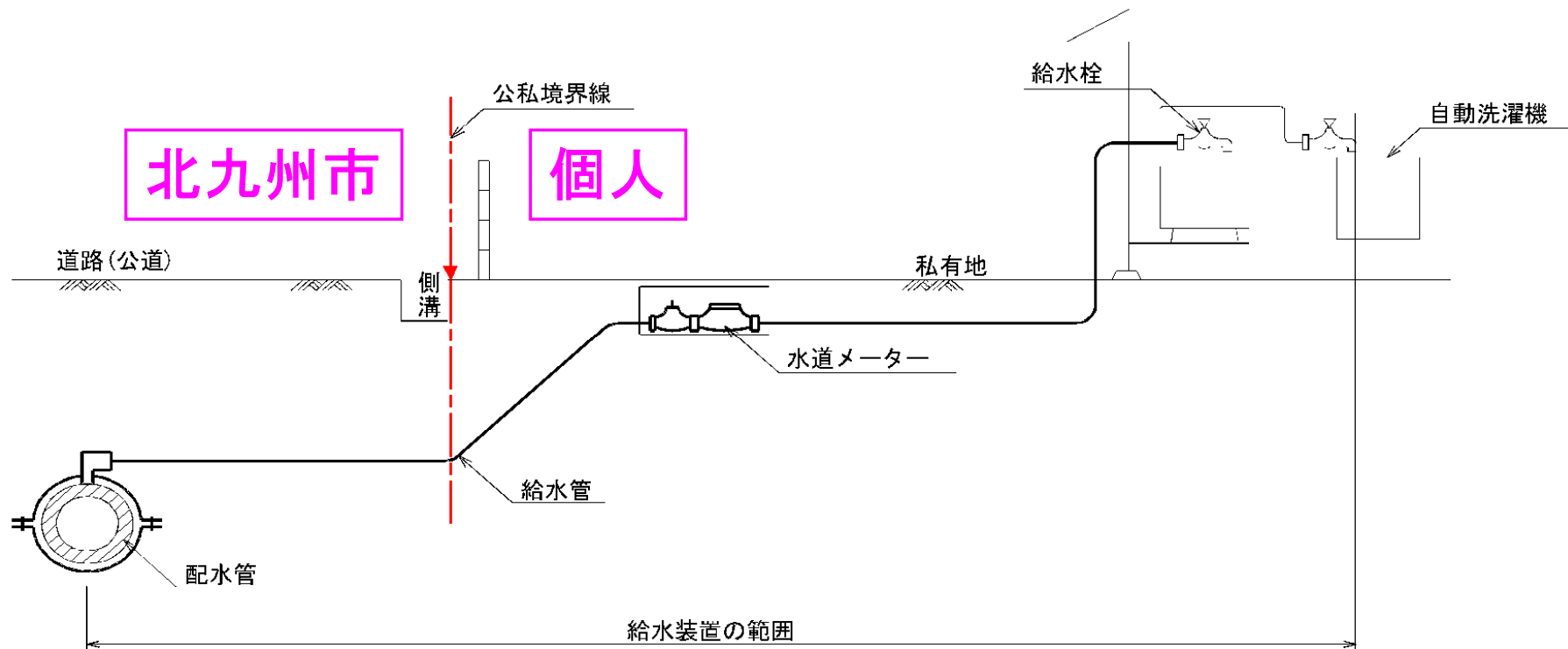


図1-1 給水装置概念図

- 給水装置は、給水管、水道メーター及び給水用具から構成
- 水道法施行令第6条に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合している必要がある。

2-2 指定給水装置事業者制度の概要

水道法第16条の2第1項

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。



指定給水装置工事事業者

2-3 指定給水装置事業者の遵守事項

- 給水装置工事主任技術者の配置（事業所ごと）
（水道法第25条の3）
- 水道事業者への届出（主任技術者の選任、解任、指定事項の変更、事業を廃止、休止、再開）
（水道法第25条の4、水道法第25条の7）
- 事業運営の基準に従い適正な給水装置工事の運営に努める
（水道法25条の8及び同法施行規則36条）

上記法令等に違反した場合、水道事業者は指定工事事業者の指定の取消をすることができる（水道法第25条の11）

2-3 指定給水装置事業者の遵守事項

水道法施行規則第36条 事業運営の基準

- ① 給水装置工事主任技術者の指名（給水装置工事ごと）
- ② 適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置
（配水管から分岐して給水管を設ける工事など）
- ③ 水道事業者の承認を受けた工法、工事条件への適合
- ④ 研修機会の確保
（給水装置工事主任技術者やその他の工事従事者）
- ⑤ 構造及び材質の基準への適合、機械器具の適正使用
- ⑥ 記録の保存（工事ごと、3年間）※重要 トラブル防止

2-4 給水装置工事主任技術者の職務等

水道法25条の4、同法施行規則23条

- ① 給水装置工事に関する**技術上の管理**
- ② 給水装置工事に従事する者の**技術上の指導監督**
- ③ **構造及び材質の基準**に適合していることの確認
- ④ 工事に関する**水道事業者との連絡調整**

(水道法施行規則第23条)

3. 給水装置等に関する留意事項

(内容)

- 3-1 給水装置の構造及び材質の基準
- 3-2 給水装置工事
- 3-3 貯水槽水道

3-1-1 構造及び材質基準の基本的な考え方

水道法16条 給水装置の構造及び材質

給水装置の構造・材質が基準に適合していないときは、給水契約を拒み、又は基準に適合させるまでの間、給水を停止することができる。

- 給水契約の拒否や給水停止の発動判断基準
- 給水装置が有すべき必要最小限の要件の基準化

3-1-1 構造及び材質基準の基本的な考え方

水道法施行令第6条 給水装置の構造及び材質の基準

- ① 配水管への取付口的位置は、他の給水装置の取付口から
30 cm以上離れていること。
- ② 配水管への取付口における給水管の口径は、
水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- ③ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのある
ポンプに直接連結されていないこと。
- ④ 水圧、土圧等に対して十分な耐力を有し、
水が汚染され、又は漏れるおそれがないこと。
- ⑤ 凍結、破壊、侵食等を防止するための措置が講ぜられてい
ること。（ガソリンスタンドなど注意）

3-1-1 構造及び材質基準の基本的な考え方

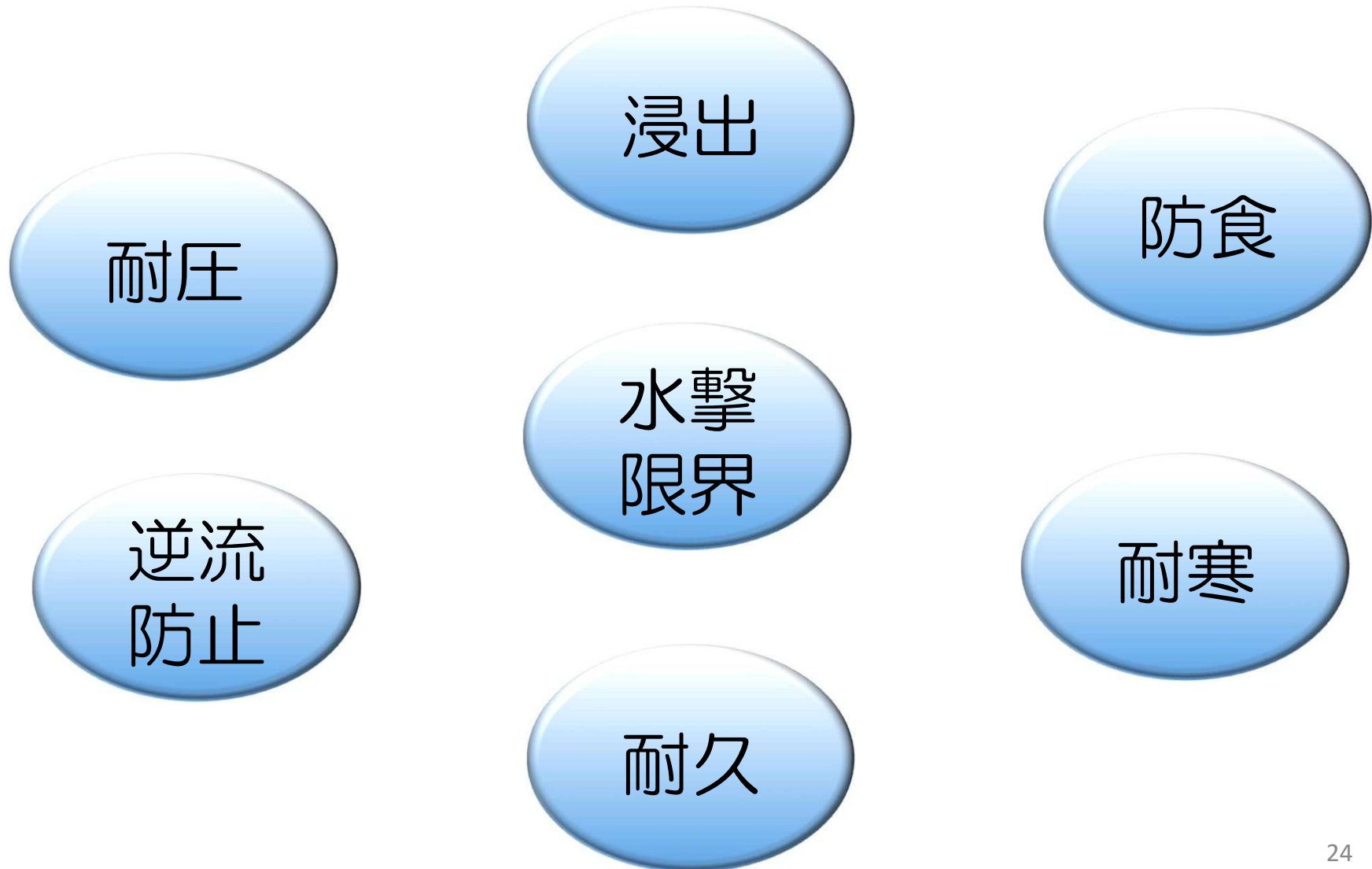
水道法施行令第6条 給水装置の構造及び材質の基準

(続き)

- ⑥ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。(クロスコネクション注意)
- ⑦ 水槽、プール、流しなど、受ける器具、施設等に給水する給水装置は、水の逆流を防止するための措置が講ぜられていること。
- 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

3-1-1 構造及び材質基準の基本的な考え方

給水装置の構造及び材質に関する省令



3-1-2 性能基準適合の確認方法

○ 自己認証

製造者等が自らの責任で基準適合性を消費者に証明

○ 第三者認証

製造者等の希望に応じて第三者認証機関が基準に適合することを証明・認証



シールの場合

公益社団法人
日本水道協会



押印等
の場合



一般財団法人
日本ガス機器検査協会



一般財団法人
日本燃焼機器検査協会



一般財団法人
電気安全環境研究所

【参考】
（公社）日本水道協会
特別基準適合品表示マーク



シールの場合



押印等
の場合

基準省令の基準に加え、
他の性能を付記した基準
に適合していることを示
すマーク

○ 給水装置の構造及び材質の基準を満足する

製品規格の製品など

日本産業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）等

※但し、本市での使用にて本管等に悪影響がある場合は制限有²⁵

3-2-1 給水装置工事について

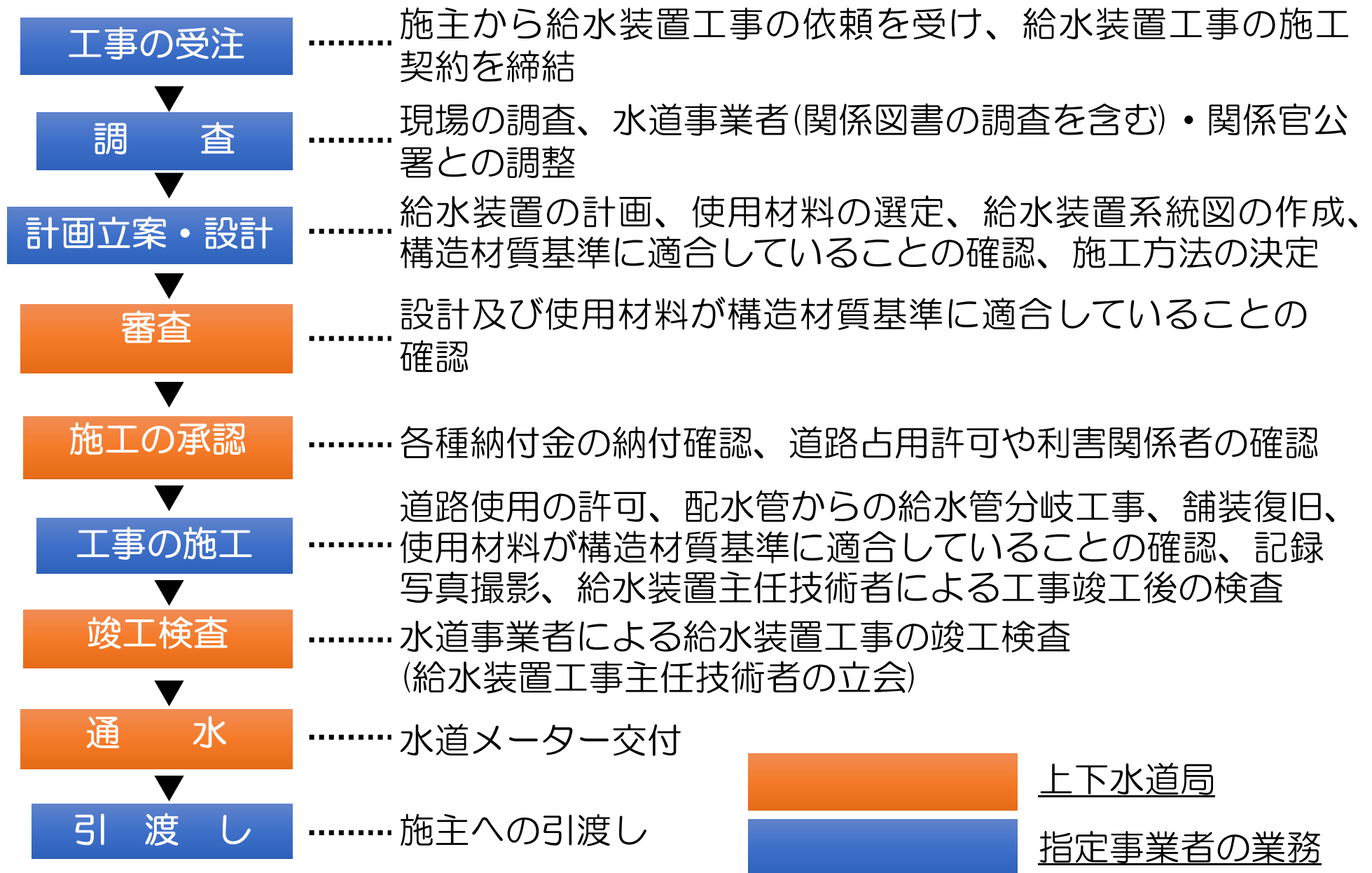
水道法第3条第11項

「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

設置⇒新設、変更⇒改造、修繕、撤去工事

工事⇒調査、計画立案、設計、施工、竣工検査

3-2-1 給水装置工事について



3-2-2 給水装置工事の計画・設計

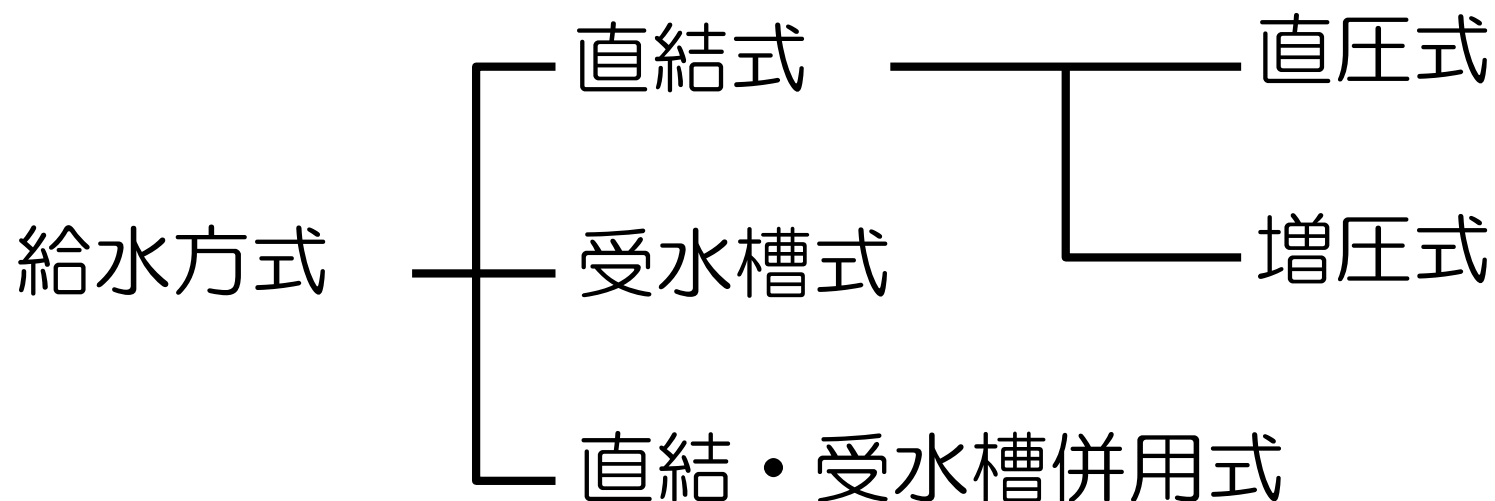
給水装置工事の計画

- 工事場所及び使用目的の確認
- 計画使用水量の決定
- 分岐可能な配水管及びその最小動水圧の確認
- 給水方式及び給水管口径の決定 等

給水装置工事の設計

- 給水管及び給水用具の選定
(給水装置の構造及び材質の基準への適合が必須)
- 工法の決定 等

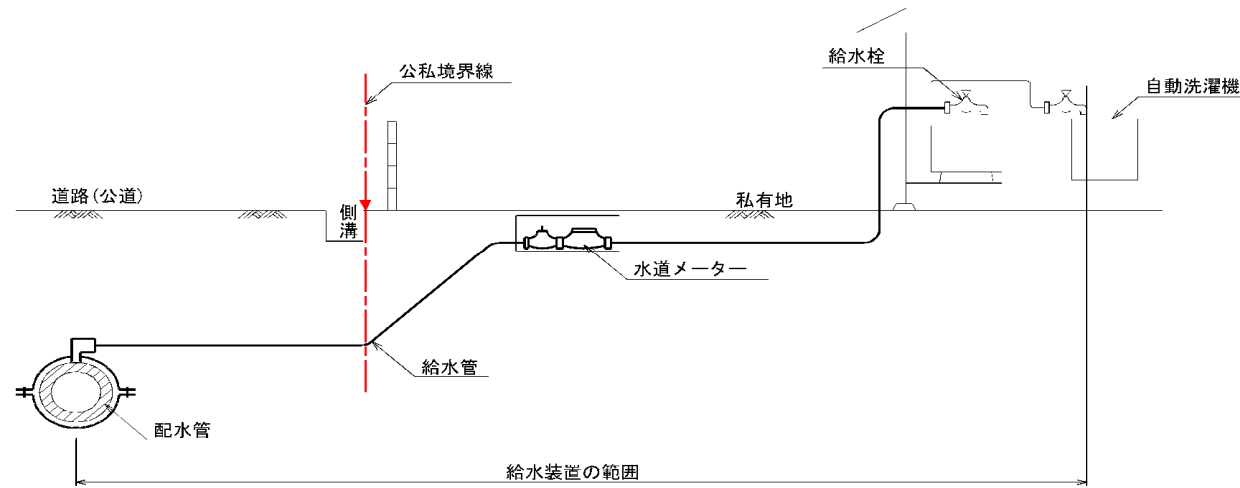
3-2-2 給水装置工事の計画・設計



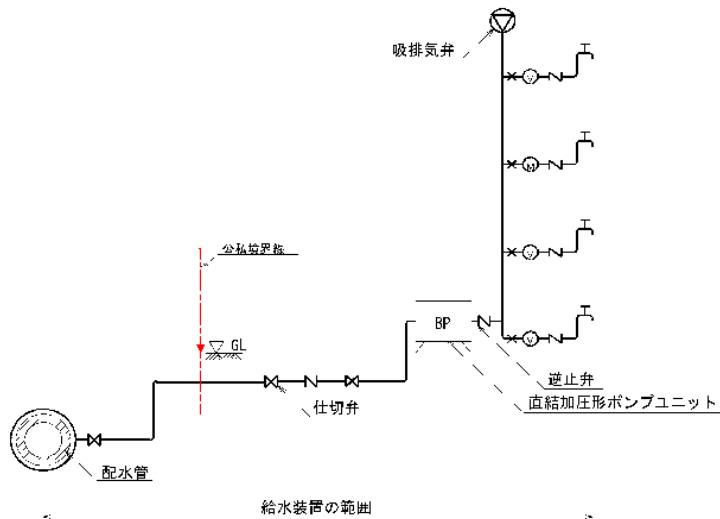
※原則、北九州では採用していない。

- ①直結直圧式：配水管の圧力で直接給水
- ②直結増圧式：給水管途中に増圧給水設備を設置して給水
- ③受水槽式：水道水を一旦受水槽に受けて給水

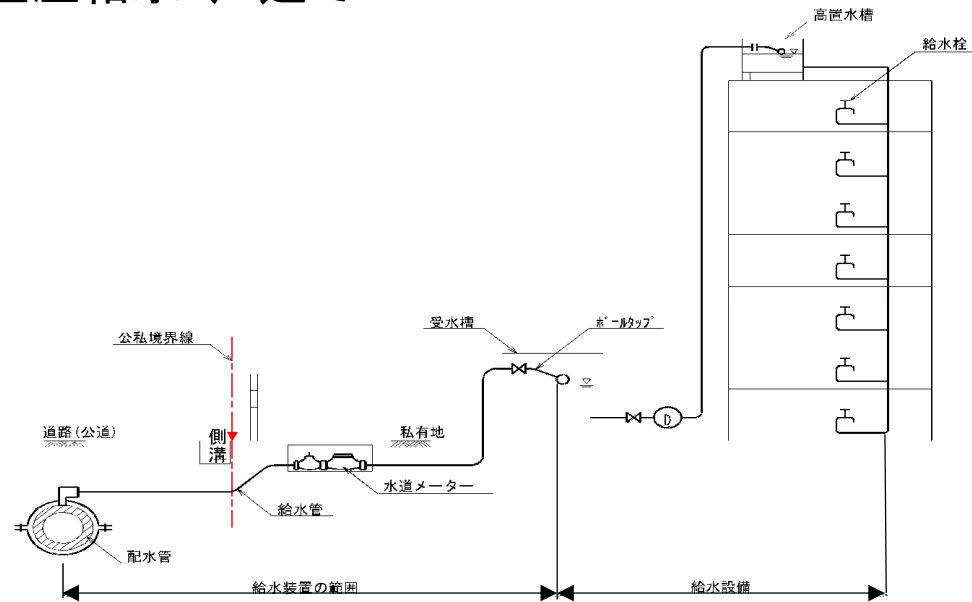
3-2-2 給水装置工事の計画・設計



直結式直圧給水:戸建て



直結式増圧給水:戸建て以外



水槽式給水

3-2-2 給水装置工事の計画・設計

① 一戸建て等における計画使用水量

- 同時に使用する給水用具を設定して算出する方法
- 標準化した同時使用水量により求める方法

② 集合住宅等における計画使用水量

- 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法
- 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法
(従前からの方法、新たな方法)
- 給水用具負荷単位による方法
- 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法

3-2-3 給水装置工事の施工

給水装置工事の施工

- 個々の現場状況や工種に応じた施工計画、品質管理
- 関係諸法令や各種基準などに基づく的確な施工
- 発注者（施主）が求める適正な施工 等

配水管から分岐して給水管を設ける工事

- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置
- 水道事業者の承認を受けた工法、工期等の条件への適合 等

3-2-3 給水装置工事の施工

道路内工事における留意事項

① 施工管理

- 工事説明・広報
- 断水など施工時間が定められた箇所での工程管理

② 工事に伴う公衆災害の防止

- 道路交通法など関係法令の遵守、適切な措置

③ 道路占用及び掘削手続き

- 道路管理者、交通管理者の許可条件の遵守
- 民有道路、他人の所有地における適切な許可・承諾
(工事申込者が承諾を得る) ※トラブルになり易い

3-2-3 給水装置工事の施工

道路内工事における留意事項

④ 地下埋設物の取扱い

- 各埋設管管理者への照会
- 状況により、試験掘削が必要

⑤ 事故発生時等の応急措置

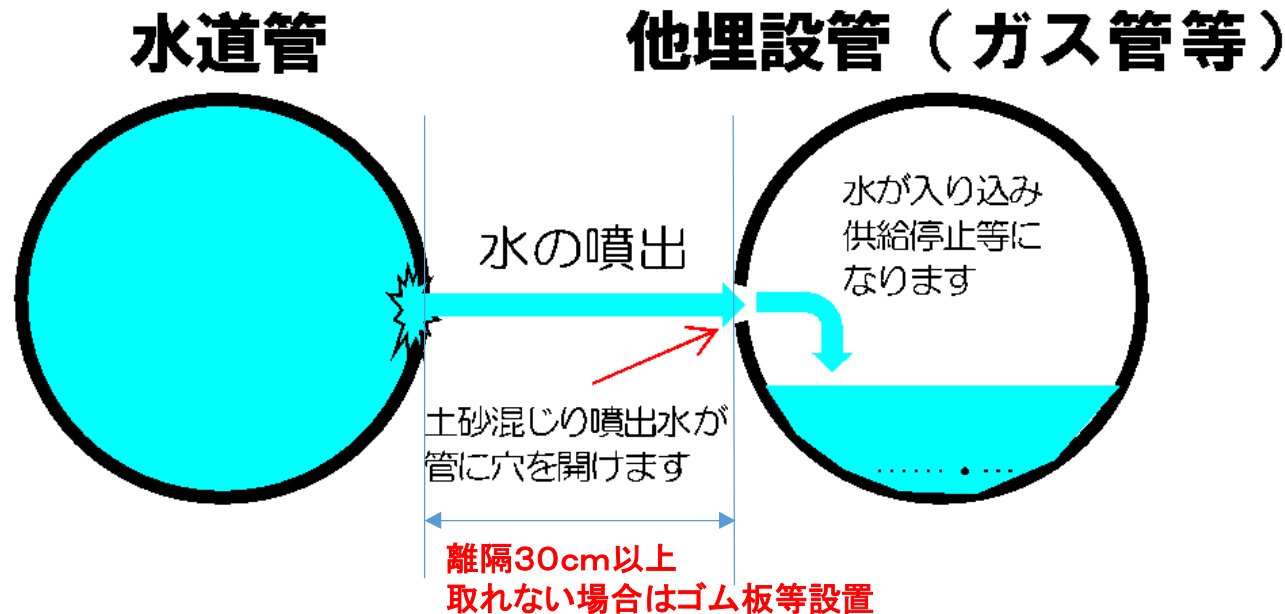
- 直ちに必要な措置
- 事故状況及び措置内容の報告（水道事業者、関係機関）

⑥ 配管工事

- 所定の埋設深さ、土被りの確保
- 防食措置、維持管理面に配慮、サンドエロージョン防止
- 耐震性に優れた給水装置の設置に留意（需要者要望）

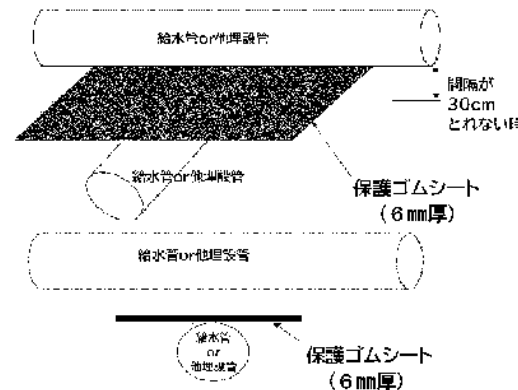
3-2-3 給水装置工事の施工

サンドエロージョン現象によるガスの供給停止



サンドエロージョン写真

離隔30cmが確保出来ない場合の保護施工



サンドエロージョン対策ゴムシートを用いて保護施工をして下さい。厚さは2mmと6mmの2種類で保護方法が異なります。

- ① 6mm厚ゴムシート
水道管（給水管）側に敷設して保護します（左図）。
- ② 2mm厚ゴムシート
水道管（給水管）に直接巻いて保護します。巻きの厚さが6mm以上となるよう3重に巻きます。巻き始めの固定には防食テープを使用します。

3-2-3 給水装置工事の施工

事故防止の基本事項

- 各工種に適した工法に従って施工
- 地下埋設物の有無を確認、埋設物管理者による立会い
- 周囲の地盤のゆるみ、沈下に注意、適切な防護措置
- 溶接機、切断機など火気を伴う機械器具の取扱に注意
- 各工種に応じた適切な人材配置、機械器具の操作確認
- 材料の荷崩れ防止、運搬、積みおろし時に歩行者等に注意
- 適切な保安施設を設置（道路管理者の定める基準等）

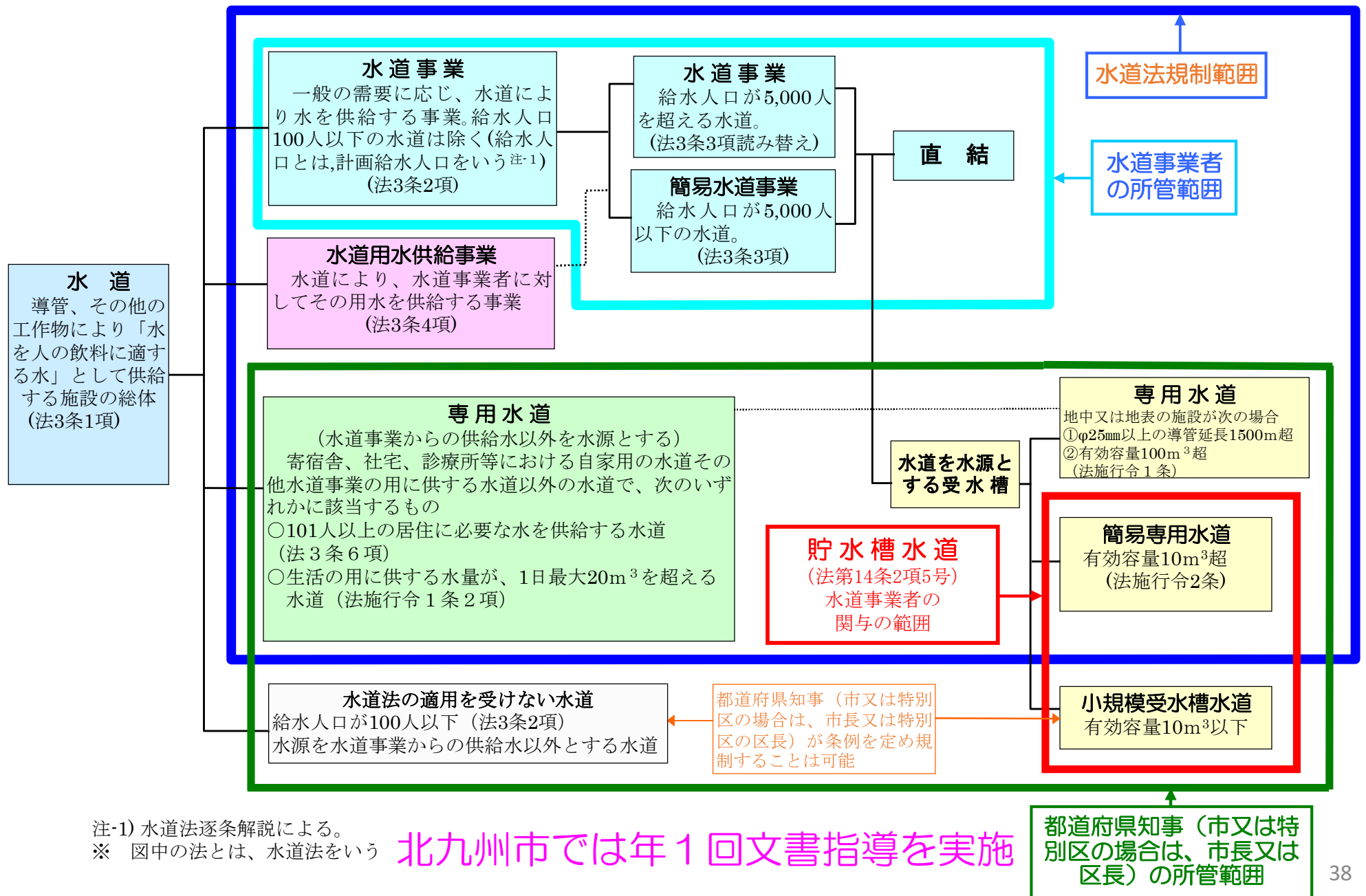
3-2-3 給水装置工事の施工

給水装置工事主任技術者による工事竣工後の検査

(※詳細は、表2-2-1 (書類検査)、2-2-2 (現地検査) による)

- 構造材質基準に適合していることの確認
 - ・ 竣工図などの書類、現地検査により確認
 - ・ クロスコネクションに特に注意 (汚染水が水道本管へ)
- 通水確認
 - ・ 各給水用具の吐水量、作動状態について確認
 - ・ 水道メータ経由の確認 (メータクロスに注意 料金取違)
- 耐圧試験 (現地)
- 水質の確認 (現地にて残留塩素の確認)

3-3 貯水槽水道



4. 給水装置の維持管理

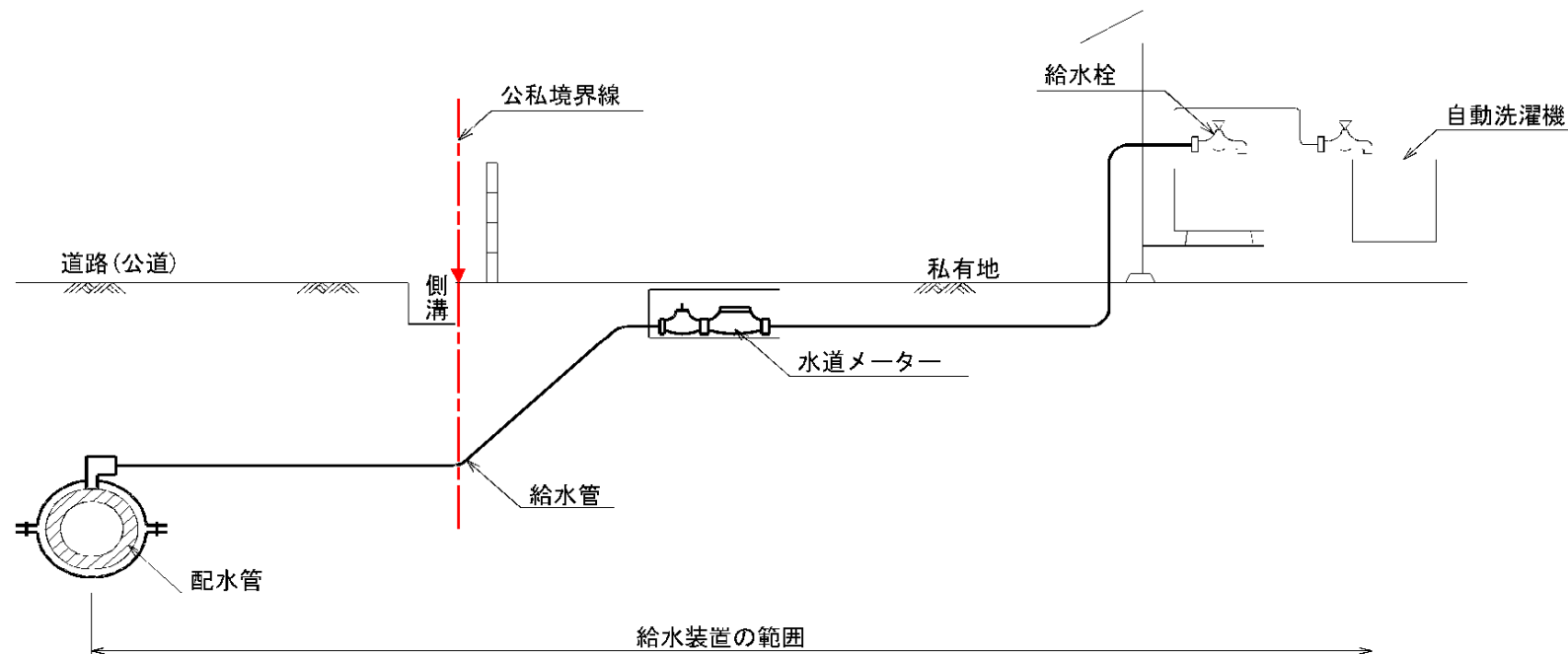
(内容)

4-1 給水装置の維持管理

4-2 逆流に係る事故防止

4-1 給水装置の維持管理

北九州市の維持管理区分（各市町村によって違うので注意）



	需 要 者	新設・改造工事
水道事業者	需 要 者	所有者
水道事業者	需 要 者	維持管理
	水 道 事 業 者	水質基準への適合

4-2 逆流に係る事故防止

逆流防止対策

○ 吐水口空間の確保

- 吐水口最下端から越流面までの垂直距離
- 近接壁から吐水口中心までの水平距離 (※25mmを超えるものは最下端)

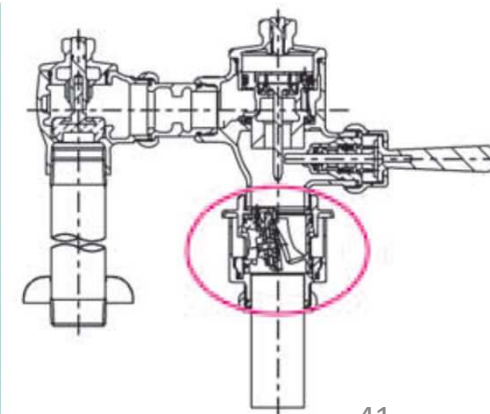
○ 逆流防止弁の設置

- ばね式、自重式等

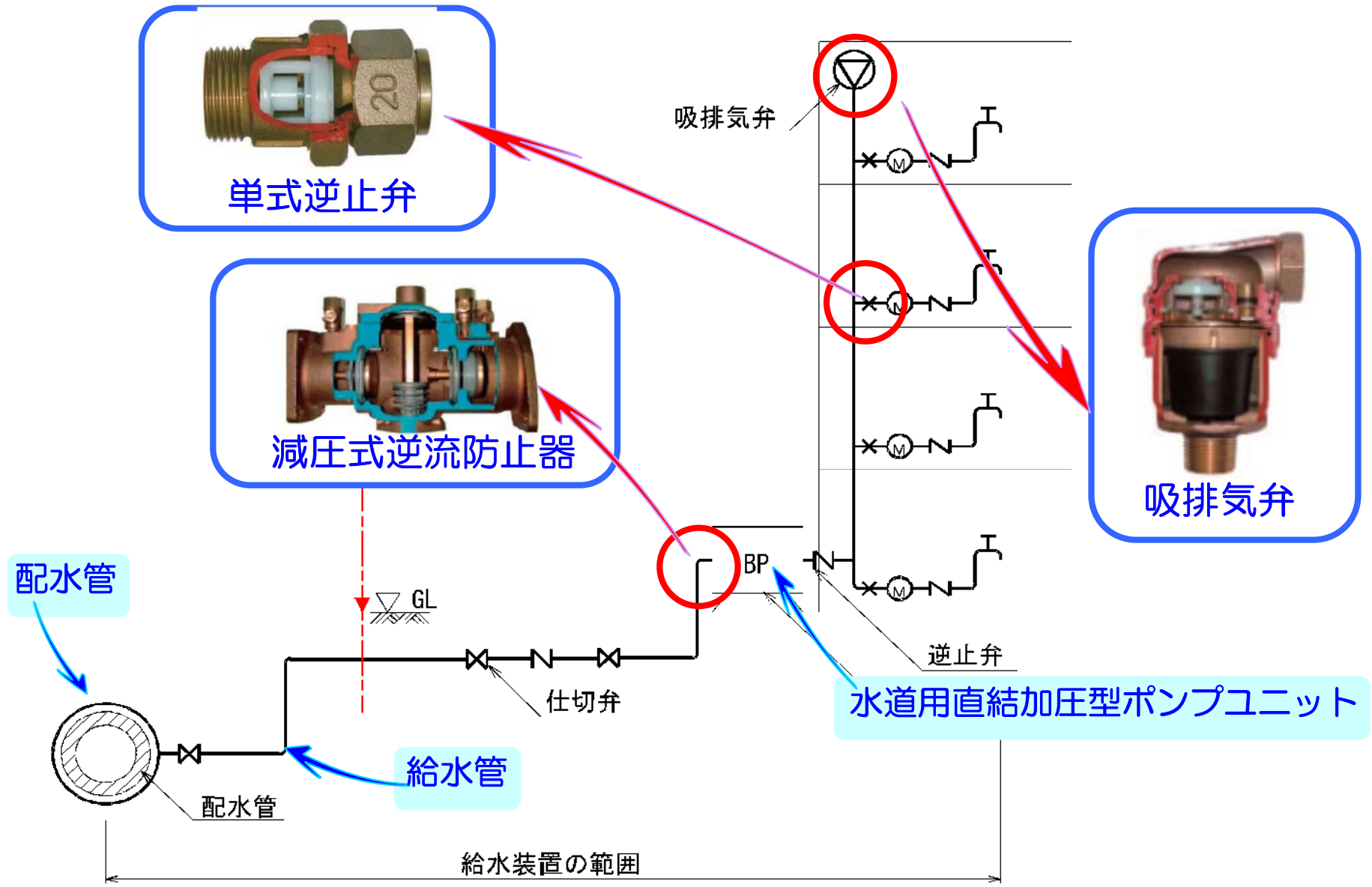


○ 負圧破壊

- バキュームブレーカ等



4-2 逆流に係る事故防止



中高層建物への逆流防止器設置例

5. 誤接合（クロスコネクション） に係る事故防止

(内容)

5-1 事故防止のための取組み

5-2 事故事例

5. 誤接合（クロスコネクション） に係る事故防止

水道法施行令第6条第1項第6号

当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと

「給水装置以外の水管」とは、

工業用水道、井戸水、農業用水道、温泉、雨水等の貯留水、薬品関係など上水道以外の配管のほか、上水道の受水槽以下の配管も含まれる

5-1-1 工事施工後の残留塩素濃度の確認等

- その他水管の埋設状況、管表示テープ（青）確認
- 残留塩素濃度の確認（適宜、臭気・色・濁り等も確認）
 - ①分岐せん孔後
 - ②工事完了後

※ 残留塩素濃度の測定は、取出し工事の際には分岐部において、工事完了後は末端給水栓において行い、水道水であることを確認する。

5-1-2 危険度の高い施設への立入調査

○ 危険度の高い薬品類を使用している、又は、 水質汚染事故発生の危険度の高いなどの業種

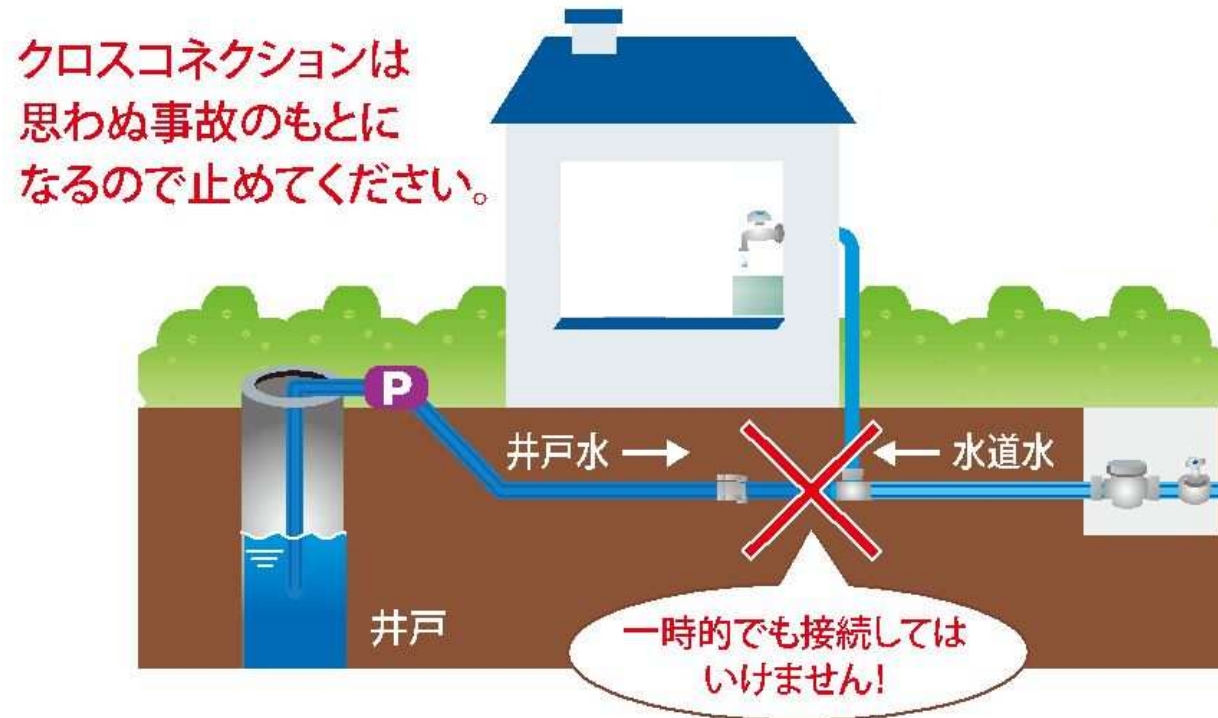
- 毒物劇物取扱業（メッキ）
 - クリーニング業
 - 写真及び製版業
 - 印刷業
 - 染色業
- 等

○ 水道以外の水を併用している業種

- 工業用水道水との併用
 - 井戸水等との併用
- 等

5-1-2 危険度の高い施設への立入調査

事故例：井戸水との誤接合



- その他事故例
- ①公道上で他の水管との誤接合
 - ②施設内で工業用水道との誤接合
 - ③水道水に冷却水（油分を含む）が混入（クーリングタワー等）

※水道法施行令で定める給水装置の構造及び材質基準に適合しない事例

6. 給水装置工事に関する 信頼性の向上

(内容)

6-1 水道事業者における取組み

6-2 指定工事事業者における取組み

6-1 水道事業者における取組み

○ お客さまのニーズに応じた指定工事事業者等に関する情報提供

- 緊急的な修繕依頼にも対応可能な指定事業者に関する情報提供
- 給水装置工事を依頼する際の留意点
(複数事業者からの見積、契約内容の確認など)

等

6-2 指定工事事業者における取組み

○ 法令の遵守

法令関係の遵守は、信頼性の基本

法令等に違反した場合、水道事業者は指定工事事業者の指定の取消をすることができる（水道法第25条の11）

厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる
（水道法第25条の5第3項）

6-2 指定工事事業者における取組み

[指定に関する届出の違反事例]

- 事業の休止・廃止・再開の届出がない。
(特に休止・廃止の届出忘れに注意)
- 事業所の名称、所在地等の変更の届出がない。
- 給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出がない。
(特に解任の届出忘れに注意)

6-2 指定工事事業者における取組み

[工事に関する届出の違反事例]

- 水道事業者へ工事申込みの手続きを行わないで施行した。
- 水道事業者の工事承認を得ないで施行した。
- 水道事業者へ設計変更の届出を行わず、当初の申込みとは大きく異なる施行をした。
- 道路管理者へ道路占用申請を行わず道路を掘削し、給水管引込工事を施行した。

6-2 指定工事事業者における取組み

[不正・不誠実な行為の事例]

- 入居に間に合わすため、水道事業者に無届で私設メーターを設置し、水道水を使用した。
- 水道事業者の水道メーターを無断で他の場所に流用した。
- 所有者に無断で給水装置工事申込書を作成し、虚偽の申請をした。
- ガス管と配水管を取り違えて穿孔し、どこにも通報しないでガス管を修理バンドで自己修理した。
後日、ガス漏れが発生して発覚した。

6-2 指定工事事業者における取組み

[給水装置の構造及び材質の基準違反事例]

- 工場で地下水設備配管と給水装置とを接続させた。
地下水が配水管に逆流して発覚した。
- 給水装置の構造及び材質の基準に適合しない材料を
給水装置に使用した。

6-2 指定工事事業者における取組み

○ 工事代金、施工等に関するトラブル防止

- 費用明細がわかる見積書の作成
(特になじみの少ない費用については、十分説明)
- わかりやすい工事内容説明
(工事内容等を十分理解し、納得した上で施工)

○ 接遇・モラルに関する社員教育の徹底

- お客さま目線の思考で自己診断
- 社員教育の中であいさつや会釈など接遇の基本動作確認

6-2 指定工事事業者における取組み

[対策例]

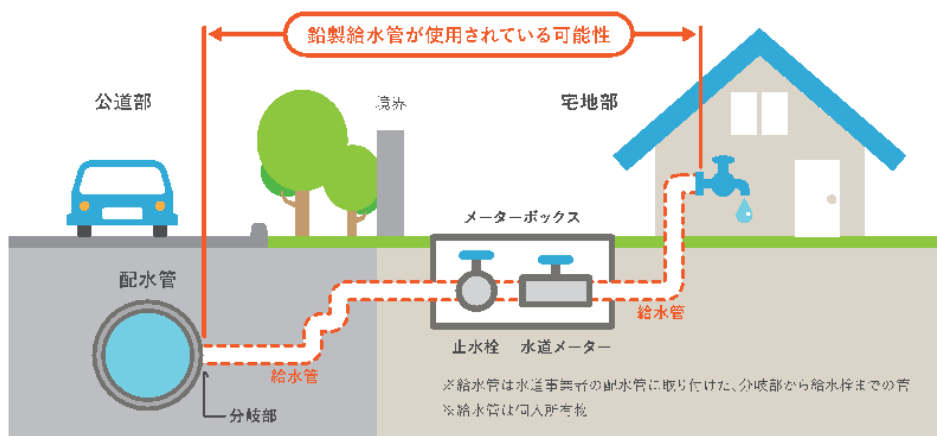
- 見積りのための費用、出張費用等が必要なときは、費用を請求する場合とその金額について、必ず事前に説明し、了承を得る。
- 掘削に状況により見積額が変わる場合は、想定できることを出来るだけ詳細に説明し、見積書に記載する。
- 見積内容について、十分に説明を行い、お客さまの納得を得たうえで工事着手する。
- 施工中に予期していないことが判明し、追加費用が必要となった場合は、その時点でお客さまに説明し、協議する など

ご自宅の給水管が鉛製 ではないですか??

鉛製給水管中に水道水が長時間滞留した場合、鉛管からの溶出により、水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれがあります!

特に、平成元年度以前に建築された住宅にお住まいの方は、ご自宅に鉛製給水管が使用されているかを確認してください!

※鉛には蓄積性があり、その摂取量が多い場合、人の健康に対する影響が懸念されます。



鉛製給水管の設置状況

①集合住宅等のパイプスペース内



②一般家屋等のメーターボックス内



鉛製給水管が使用されているかの確認方法

1. 所有者が自ら確認する場合

所有者による確認方法は、下記のとおりですので、ご確認ください。

2. 所有者が水道事業者(水道局等)に確認する場合

給水を受けている水道事業者(水道局等)のホームページ等を確認いただき、お問い合わせください。

※鉛製給水管を使用している場合、水道事業者(水道局等)より、鉛製給水管に関する広報物が届けられていることがあります。

所有者による確認方法

メーターボックスの内部(例)

道路側 家屋側

① ②

鉛製給水管の接合部(例)

鉛管 錆びた鉛管

① 確認事項

鉛管ではない事例(HIVP管)
HIVP:塩化ビニールのろ膜貫通材料

・色(黒)
・材質(プラスチック)

② 確認事項

鉛管ではない事例(塩ビ管)

・色(グレー)
・材質(プラスチック)

① メーターボックスの蓋を開け、内部の給水管を確認します。

② 見えた管が鈍い灰色ならば鉛製給水管の可能性がありますが、黒く錆びている場合は、表面を少し削って確認してください。
なお、鉛管ははんだ溶接されています。
※給水管に防食防止のテープ等が巻いてある場合は、一部を剥がしてください。

③ 塩化ビニール管も灰色など、類似した色をしていますが、材質がプラスチック製と判別できる場合は鉛管ではありません。

鉛製給水管が使用されている場合どうすればいいの??

▶所有者による鉛製給水管の布設替えをご検討ください。

※水道事業者(水道局)が助成制度を設けていることもあります。
※賃貸等、所有者ではない場合は、ご自身の水道局に布設替えのお願いをお願いします。

▶朝一番やお出掛けで長時間水道水を使用しなかった場合、水質基準を超える鉛成分が検出されることがありますので、安心してお使いいただくために使い始めの水(バケツ1杯程度)を飲用以外の用途で使用してください。

※鉛管の使用では水道法に定められた水質基準に適合しており、直ちに被害を及ぼすことはありません。

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室 専門官

水道工事におけるガスパ管損傷事故の防止について（依頼）

水道行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ガス事業者以外の者が行う建設工事等において、ガスパ管を損傷するなどの事故が毎年発生していることを受け、経済産業省産業保安・安全グループガス安全室から、別紙「建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止について（協力依頼）」（令和8年3月3日付経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長通知）のとおり、ガスパ管損傷事故の未然防止を徹底するよう協力依頼がありました。

つきましては、水道事業者及び水道用水供給事業者におかれましても、水道工事におけるガスパ管損傷事故の防止及び受注者等への注意喚起を徹底していただくようお願いいたします。

建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止について

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事、その他の工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガスパ管を損傷する等の事故が発生しています。

最近では、以下のような事故が発生しています。

- ・ 井戸の修繕工事において敷地内を掘削したところ、ガスパ管と給水管を見誤りディスクグラインダーにより切断し、その結果火花が漏えいしたガスに着火したことから作業員を含む2名が負傷（2025年1月）
- ・ 解体工事作業中に電動のこぎりでガスパ管を切断した際に着火し、作業員1名が負傷（2025年5月）
- ・ 水道工事における掘削作業にて、建設機械にてガスパ管を損傷した後、ガスパ管修理のため掘削溝を掘り広げようとした際に電動工具を使用したため、漏えいしたガスに着火し、作業員2名が負傷（2025年5月）

1. 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、埋設されたガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者の立会いを求めること。なお、液化石油ガスの供給区域であってもガス管が埋設されていることがあることから、LPガス事業者への確認を徹底すること。
2. ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業員全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
3. ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
4. 需要家敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所が存在するが多いため、特に注意すること。
5. 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
6. ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

ガス管損傷事故を防ぐための 3つのポイント

工事の前にガス管の位置をしっかり確認。
作業員全員で情報共有し、ガス管損傷事故を防ぎましょう。

Point 1

工事前にまず確認!

工事前にガス管位置やガスが通じていないことを確認。ガス管付近は特に慎重に手掘り等で作業する。



Point 2

不明な場合は ガス事業者へ連絡!

ガス管の位置や深さが不明な場合やガス管の撤去・移設工事が必要な場合。その他、必要に応じてガス事業者にご相談ください。



Point 3

情報は全員で共有!

ガス管の位置などの情報は、図面などで作業員全員で情報を共有する。



ガスの事故がなくなるよう皆様のご理解とご協力をお願いします。



ガスの安全

検索

<http://www.meti.go.jp/>



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

お問い合わせは

敷地内の工事に携わるみなさまへ



経済産業省

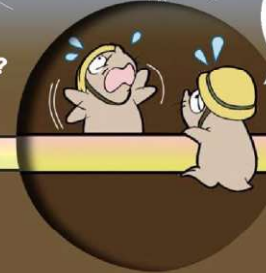
Ministry of Economy, Trade and Industry

敷地内で工事を行う際は、 ガス管の確認を!



工事の前に
ガス管の確認、
忘れてませんか?

必ず
確認!



ガス管調査窓口検索

ガス管の位置が不明な場合、日本ガス協会にアクセスし、以下の手順で各地域のガス会社の「ガス管調査窓口」が確認できます。

スマートフォンやパソコンから → **日本ガス協会** 検索
<https://www.gas.or.jp/gas-pipe/>



step 1 左上のメニューボタンから「ガス管調査窓口検索」を選びます。

step 2 検索したい都道府県または市名、群名を入力し「検索する」をクリック。

step 3 検索結果一覧からガス会社の連絡先の確認をおこないます。

万一、ガス管を
損傷して
しまったら...

- 1 落ち着いて、すぐにガス会社まで連絡する。
- 2 窓やドアを開けて換気をする。(換気扇は使用しない)
- 3 火気や電動工具は使用しない。
※コンクリートカッター・はつり作業、配管切断作業で発生する火花も着火源となります。
- 4 周囲へ周知、状況に応じて避難と避難誘導をする。
- 5 可能な場合はガスの噴出を止める。

ガス漏れ時の緊急連絡先

— 掘削・解体・撤去、増改築・改装工事をされる皆様へ —

ガス管損傷による事故を起こすと、

ケガ・火傷

のほか、

火災・爆発

など近隣住民への迷惑、加えて

工事停止

損害賠償

労働災害

に発展し、

会社に損失が生じることとなります。

必ずやるう >>> 安全確認基本チェックシート

	掘削 工事をする方へ 道路・敷地内を掘削（はつり・カッター含む）・杭打ち・整地など	解体・撤去 工事をする方へ 建物や構造物を取り壊す	増改築・改装 工事をする方へ 既設建物や設備の改修
工 事 前 確 認	<p>道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 道路を工事する際はガス会社※へ連絡・協議しましょう <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>敷地内</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ガス管の図面は持っていますか？ <input type="checkbox"/> 工事範囲にガス管がないか確認しましょう <input type="checkbox"/> 「ガス管の位置・深さ」はわかりますか？ <input type="checkbox"/> 「ガスが通じているか」わかりますか？ <p><input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう</p> <p><input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</p> <p style="text-align: center; color: red; font-size: small;">※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 解体建物のガス管にガスが通じていないことを確認しましょう <input type="checkbox"/> ガスが通じている場合、ガス会社へ切断処理を依頼しましょう <input type="checkbox"/> 解体建物に別の建物のガス管が通っていないか確認しましょう（例：解体するA棟の中に、B棟のガス管がある場合など） <input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう <p style="text-align: center; color: red; font-size: small;">※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ガス配管の図面は持っていますか？ <input type="checkbox"/> 工事範囲にガス管がないか確認しましょう <input type="checkbox"/> 「ガス管の位置」はわかりますか？ <input type="checkbox"/> 「ガスが通じているか」わかりますか？ <input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう <p style="text-align: center; color: red; font-size: small;">※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>
工 事 時 確 認 (現 場 確 認)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 工事場所付近にガス管の標示※がある場合、付近にガス管があるため注意して作業しましょう <input type="checkbox"/> 工事場所付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に手廻りで行いましょう <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="font-size: x-small;">※【埋設ガス管の標示例】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 標示杭</div> <div style="text-align: center;"> 標示ピン</div> <div style="text-align: center;"> 標示シール</div> </div> <p style="font-size: x-small; color: red; margin-top: 5px;">注意！ 埋設ガス管にはポリエチレン管が多く使われています。材質がポリエチレンというプラスチックのガス管で、衝撃が加わると破損してしまいますので、十分ご注意ください。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 作業対象にガスメーターが設置されている場合、ガス管の切断処理をガス会社へ依頼しましょう <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">  <p style="font-size: x-small; color: red; margin-top: 5px;">注意！ ガスメーターが撤去済でもガス配管の切断処理をするまでは配管にはガスが通じています。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> これから作業する配管が目的の配管で間違いないか確認しましょう <input type="checkbox"/> はつり・穴あけ・壊し作業付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に作業しましょう <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center; width: 45%;"> <p style="font-size: x-small;">【露出ガス管の標示例】</p>  <p style="font-size: x-small;">ガス管標示シール</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center; width: 45%;"> <p style="font-size: x-small;">【ガス管損傷の例】</p>  <p style="font-size: x-small;">コンクリート内のガス管をドリルにより損傷した例</p> </div> </div>
事 故 事 例	<p>下水工事のカッター作業中にガス管を損傷。漏えいしたガスを止めようと、周りのコンクリートをはつた際の火花で着火。作業員1名が顔面と両腕に火傷を負いました。</p> 	<p>建物解体工事中に、水道管とガス管を損傷し、水道管から噴出した水がガス管に入り、周辺の約150戸のガスがストップ。事故を起こした工事会社は多額の損害賠償を請求されました。</p> 	<p>改修工事に伴う排水工工事の際、設備図面の十分な確認をせず排水管と思い込み、ガスが通じているガス管に穴をあけ、電動工具の火花で着火。作業員1名が火傷を負いました。</p> 